水俣市再生可能エネルギー発電設備の

設置に関するガイドライン

平成３０年１０月１６日改正

水俣市

目次

１ ガイドライン策定の経緯と目的･･･････････････････････････････ P.1

２ 定義･･･････････････････････････････････････････････････････ P.1

３ 対象となる発電設備･････････････････････････････････････････ P.1

４ 発電設備の設置に協議を必要とする区域･･･････････････････････ P.2

５ 発電設備の適正な設置を誘導するための配慮事項･･･････････････ P.2

６ 事業の周知等･･･････････････････････････････････････････････ P.3

７ 事業計画の届出･････････････････････････････････････････････ P.4

８ 工事完了の届出･････････････････････････････････････････････ P.4

９ 事業状況の届出･････････････････････････････････････････････ P.4

10 変更及び廃止の届出･････････････････････････････････････････ P.5

11 関連法令等の事前確認･･･････････････････････････････････････ P.5

12 発電設備の適切な管理･･･････････････････････････････････････ P.5

13 市の施策への協力･･･････････････････････････････････････････ P.6

14 ガイドラインの見直し･･･････････････････････････････････････ P.7

15 適用･･･････････････････････････････････････････････････････ P.7

水俣市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン

|  |
| --- |
| １ ガイドライン策定の経緯と目的 |

再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源です。

しかしながら、太陽光発電設備等の急速な普及は、地球温暖化対策の観点から望ましいとされているものの、発電出力が1,000キロワット以上である、いわゆるメガソーラーのような地上設置型の大規模な太陽光発電設備等においては、地域の自然環境・生活環境や景観への影響について懸念されるケースも見受けられるようになりました。

このガイドラインは、水俣市内において設置される再生可能エネルギー発電設備について、事業者が計画段階において検討すべき、災害の防止、良好な景観の保全、生活環境の保全、地域との関係構築を図るための配慮事項等を示し、再生可能エネルギー発電事業と地域との共生が図られるよう適切な管理を促すとともに、設置に関連する法令等の事前確認の実施及び届出等が図られることにより、適正な設置等が行われることを目的としています。

|  |
| --- |
| ２ 定 義 |

このガイドライン中で使用する用語の意義は次に掲げるものとします。

(1) **事業者**：発電事業の主体となる者をいう。

(2) **発電設備**：再生可能エネルギーを電気に変換するための設備（太陽光パネル等）及びその付属設備（建物、調整池、変圧器、蓄電設備、送電線等）をいう。

(3) **発電事業**：発電設備における発電及び売電事業をいう。

(4) **発電出力**：発電設備において、単位時間当たりに発電できる最大の出力をいう。

(5) **近隣関係者等**：設置区域に隣接して居住する、事業を営む、若しくは土地を所有する者、又は発電設備の設置及び発電事業により、影響を受けるおそれがある者等をいう。

|  |
| --- |
| ３ 対象となる発電設備 |

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第4項に規定する「再生可能エネルギー源」のうち太陽光、風力、水力、及びバイオマス等を活用した次の発電設備における、既設、新設、増設、改修等を対象としています。

(1) 太陽光発電設備のうち、発電出力が1,000キロワット以上のもの。ただし、発電出力が1,000キロワット未満であっても、森林法に基づく林地外転用を伴う設備を含むものとする。

(2) 水力発電設備のうち、発電出力が200キロワット以上のもの。

(3) 風力発電設備のうち、発電出力が500キロワット以上のもの。ただし、発電出力が500 キロワット未満であっても、高さが10ｍを超える、又は最も近い位置にある住宅までの直線距離が200ｍ未満のものを含むものとする。

(4) バイオマス発電設備については、全てのもの。

(5) 上記以外の再生可能エネルギー発電設備については、事前に市のエネルギー担当窓口（経済観光課）にご相談ください。

|  |
| --- |
| ４ 発電設備の設置に協議を必要とする区域 |

水俣市内全域を対象とします。また、別表1で示す区域については、特に配慮を要する区域ですので、事前に市の担当課と十分な協議を行ってください。

|  |
| --- |
| ５ 発電設備の適正な設置を誘導するための配慮事項 |

事業者は、災害の防止、良好な景観の保全及び生活環境の保全の観点から、次の事項について配慮してください。

(1) 発電設備の設置に伴う災害の防止

ア 流末排水先が河川又は海となるため、放流や産卵期の漁業等に影響を及ぼさないよう、造成時期を考慮した施工計画を作成し、雨水排水処理方法について十分な対策を取り、関係者への周知を行ってください。

イ 近年、本市では再生可能エネルギー発電設備の造成等に起因する土砂流出が発生しています。土砂流出を防止する十分な対策をとってください。

ウ 近年、本市では予想をはるかに超える量の降雨が頻発しています。完成後だけではなく、造成中の雨水排水処理方法、土砂流出防止対策を事前に計画化してください。

エ 急傾斜地及びその周辺への設置は、災害防止の観点から極力避けてください。

オ 立木を伐採する場合は、自然環境に配慮し必要最小限に留めてください。

(2) 良好な景観の保全

ア 景観を阻害することのないよう、発電設備の設置位置や色彩等に配慮してください。

イ 色彩については、周囲の景観と調和を考慮して、低明度及び低彩度のものを使用し、特に太陽光モジュールは、低反射で模様が目立たないものを使用してください。

(3) 生活環境の保全

ア 住宅地に近接する場所に発電設備を設置する場合は、電波障害、圧迫感、騒音、悪臭、熱、反射等に配慮した上で、必要な対策を実施するとともに、敷地境界から後退させ、植栽等を設けて遮蔽する等の対策をとってください。

イ 道路に接する場所に発電設備を設置する場合は、道路の見通しを妨げることのないよう敷地境界から後退させる等の対策をとってください。

ウ 本市では、市内の各所に上水道の水源や、山間部の各所に簡易水道等の水源が存在し、市民の大切な飲料水が支えられています。発電設備の設置により、水源や河川への土砂流入等による水質汚濁が発生し、水源の水質が悪化した場合には、取水を停止し断水せざるを得なくなり、市民生活に大きな影響が発生することになります。関係法令を遵守し、施工段階から十分な対策をとってください。

(4) 地域との関係構築

ア 関係法令及び条例を遵守し、適切に土地開発等を実施した場合においても、事前周知なしの開発行為の実施や、地域住民とのコミュニケーション不足による地域との関係悪化を防ぐため、事業計画の作成の初期段階から、積極的に地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、開発区域周辺住民等の同意書を得るなど、地域住民に十分配慮して事業計画を作成してください。

イ 地域とのコミュニケーション方法等については、事前に市のエネルギー担当窓口（経済観光課）にご相談ください。

|  |
| --- |
| ６ 事業の周知等 |

事業者は、事業の周知等に当たり近隣関係者等との合意形成を図ることについて、次のような配慮をしてください。

(1) 説明会の開催

事業者は、計画が決まった時点で、発電設備設置の施工内容等について、速やかに近隣関係者等に対する説明会を開催するとともに、理解を得られるよう努めてください。

(2) 周知実施報告書の提出

事業者は、説明会を開催したときは、周知実施報告書（様式第1号）を、説明会開催後10日以内に、市長に提出してください。

(3) 標識の設置

事業者は、経済産業省資源エネルギー庁が定める「事業計画策定ガイドライン」の規定に基づく標識を、発電設備の外部から見えやすい場所に掲示してください。標識の掲示については、土地の開発・造成の工事開始後速やかに設置し、発電事業が終了するまで行ってください。

(4) 市及び近隣関係者等への対応

事業者は、発電設備の設置及び発電事業に関して、市及び近隣関係者等から環境や景観等に関する申出等があったときは、真摯に対応するとともに、必要に応じ協定書を締結するなどの措置に努めてください。

また、発電設備の設置や発電事業に関する苦情が寄せられたときは、誠意をもって速やかに対応してください。

|  |
| --- |
| ７ 事業計画の届出 |

事業者は、工事に着手する日の90日前までに、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る計画書（様式第2号）に、別表2に掲げる資料を添えて市長に提出してください。

|  |
| --- |
| 8　工事完了の届出 |

事業者は、工事が完了したときは、工事完了後10日以内に、再生可能エネルギー発電設備の工事完了届出書（様式第3号）を市長に提出してください。

|  |
| --- |
| 9　事業状況の届出 |

事業者は、上記8の規定により提出した工事完了届出書（様式第3号）に記入した「発電終了予定日」に基づき、予定日の前後1か月の間に、速やかに再生可能エネルギー発電設備の事業状況届出書（様式第4号）を市長に提出してください。

|  |
| --- |
| 10　変更及び廃止の届出 |

事業者は、上記7の規定により提出した計画書（様式第2 号）の内容に変更、又は廃止が発生する場合には、予定日の10日前までに、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る変更及び廃止届出書（様式第5号）に別表2に掲げる資料（変更があった部分に限る。）を添えて市長に提出してください。

また、発電設備の権利譲渡等により事業者が変更になり、かつ当初の事業計画を変更するような場合には、事前に市のエネルギー担当窓口（経済観光課）までご相談ください。

|  |
| --- |
| 11　関連法令等の事前確認 |

発電設備の設置については、法令等の制限を受ける場合や許可等が必要となる場合があるため、関連する法令等を所管する担当の窓口で事前に確認し、当該法令の内容に従って事業を進めてください。

なお、通常関係するものと思われる関連法令及び担当窓口一覧は、別表3に掲げておりますので参考としてください。別表3につきましては、熊本県のホームページにも掲載されています。

|  |
| --- |
| 12　発電設備の適切な管理 |

事業者は、発電設備設置後の管理等について、責任をもって対応し、次に掲げるとおり適切な措置を行ってください。

(1) 標識の設置

発電設備において、火災や土砂流出等が発生した場合又は周辺に緊急事態が発生した場合等、事業者に連絡を取ることができるよう、上記6(3)標識の設置 のとおり、適正に標識を設置してください。

(2) 敷地内への立入防止

事業者は、経済産業省資源エネルギー庁が定める「事業計画策定ガイドライン」の規定に基づき、発電設備の敷地内に事業関係者以外の者が容易に立ち入ることのないよう、フェンスを設置する等の安全対策をとってください。

(3) 発電設備敷地内の維持管理

発電設備の敷地内は、農薬を使用しない方法による除草や清掃、調整池の浚渫等を定期的に行ってください。

(4) 発電設備が破損した場合の対応

自然災害その他の事由により発電設備が破損した場合、事業者は被害を最小限に留める措置を講じ、速やかに復旧又は撤去してください。併せて、二次災害等の防止のために、市への連絡及び必要に応じ上記10の規定に基づく届出書を市長に提出してください。

(5) 発電設備を撤去する場合の対応

発電設備を撤去する場合は、関連法令に基づいて、速やかに適正な処理を行ってください。また、その跡地について、原状復帰に努める等、適切な措置をとってください。併せて、上記10の規定に基づく届出書を市長に提出してください。

(6) 事故等が発生した場合の対応

自然災害や事故、機器の故障等が発生した場合には速やかに対応できるよう、緊急時の連絡網や事象別の対応を示した、緊急対応マニュアルを予め作成する等の措置を講じてください。

|  |
| --- |
| 13　市の施策への協力 |

事業者は、本市で事業を進めるに当たり、次のような事項に留意をしてください。

(1) 事業者は、発電設備の工事及び維持管理について、現地法人の設立又は地元企業の積極的な活用等により地域貢献に努めると共に、緊急時に早急な対応が可能となるよう努めてください。

(2) 事業者は、市が求める場合には、設置した発電設備の発電量等の数値について報告するよう努めてください。

(3) 事業者は、近隣地域の自然環境及び生活環境を保全する必要があると認められる場合や、発電設備設置により災害や事故が発生した際には、県及び市の担当職員、また必要と認められる者による現地の立ち入り調査等を、速やかに受け入れるよう努めてください。

(4) 事業者は、発電出力が1,000キロワット以上の太陽光発電設備を設置する場合には、熊本県、水俣市、事業者の3者による「メガソーラー発電所建設事業に関する協定」がありますので、事前に市のエネルギー担当窓口（経済観光課）又は、熊本県エネルギー政策課までご相談ください。

|  |
| --- |
| 14　ガイドラインの見直し |

本ガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて見直すことがあります。

|  |
| --- |
| 15　適 用 |

本ガイドラインは、平成30年7月1日から適用します。

附則

　　本ガイドラインは、平成30年10月16日から適用します。

|  |
| --- |
| 問い合わせ先水俣市産業建設部経済観光課経済振興室　（エネルギー担当窓口）電 話：0966-61-1628ＦＡＸ：0966-63-5547E-mail：keizai@city.minamata.lg.jp |